

## ○いわき市就学前教育・保育施設整備事業費補助金交付要綱

令和6年1月29日制定

### いわき市就学前教育・保育施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、認定こども園又は保育所を設置し、又は設置しようとする者が認定こども園又は保育所の施設整備を行う場合における補助金の交付について、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において使用する用語は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）において使用する用語の例による。

(補助の対象となる事業)

**第3条** この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

(1) 就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱（令和5年こ成事第466号こども家庭庁長官通知）に規定する施設整備支援事業

(2) 平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について（平成21年20文科初第1279号文部科学省初等中等教育局長・雇児発第0305005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙安心こども基金管理運営要領別添子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）による特別対策事業のうち、次に掲げる事業

ア 保育所等整備事業のうち、保育所緊急整備事業

イ 認定こども園整備等事業のうち、認定こども園整備事業

(3) 福島県小規模保育事業所設置促進事業費補助金交付要綱（平成30年3月20日制定）に規定する施設整備支援事業

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる交付金又は補助金が交付されない場合は、補助事業としない。

(1) 福島県認定こども園施設整備交付金交付要綱（平成28年1月22日制定）に基づく交付金

(2) 福島県安心こども基金特別対策事業補助金交付要綱（平成21年12月21日制定）に基づく補助金

(3) 前項各号に基づく交付金

(補助の対象となる経費)

**第4条** 補助の対象となる経費は、前条第1項各号に掲げる事業に要する経費とする。

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、予算の範囲内において、第3条第2項各号により交付される額に市が負担する額を加えた額とする。

2 特別の事情により、別段の取扱いを要すると市長が認めるものに対する補助金の額は、前項の規定にかかわらず別に定める。

(事前協議)

**第6条** 補助金の交付を受けようとする者は、補助事業の実施年度の前々年度末日までに、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

(申請書の提出期日等)

**第7条** 規則第4条第1項に規定する期日は、補助事業着工前30日とする。

2 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 施設配置図、施設平面図及び立面図

(2) 設計見積書（工種別内訳及び同明細書を含む。）

(3) 設計業務に関する契約書の写し

(軽微な変更)

**第8条** 規則第7条第1項に規定する軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 事業計画を実質的に変更するものでなく、その細部についての変更

(2) 事業をより効果的に達成するための変更

(補則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、令和6年1月29日から実施し、令和5年度分の補助金から適用する。

(いわき市民間保育所整備事業費補助金交付要綱及びいわき市認定こども園施設整備事業費補助金交付要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) いわき市民間保育所整備事業費補助金交付要綱（平成20年10月30日制定）

(2) いわき市認定こども園施設整備事業費補助金交付要綱（平成28年2月2日制定）